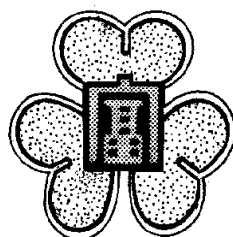


富田中学校

スクールライフ



四日市市立富田中学校

〒510-8011 三重県四日市市東茂福町4番19号

TEL 059-365-4118 / 361-0100

URL <http://www.yokkaichi.ed.jp/tomichu/>

平成26年4月

1年	組	番	名前
2年	組	番	
3年	組	番	

「スクールライフ」は学校生活や校外生活についての規則などをまとめたものです。

目次

1. 校訓・めざす生徒の姿	p. 1
2. 日課表・教育課程	p. 2
3. 学校生活のきまり	p. 4
4. 校外生活について	p. 5
5. 生徒心得	p. 6
6. 部活動について	p. 7
7. 生徒会について	p. 8
8. 通学について	p. 9
9. 暴風警報・東海地震注意報・東海地震警報が発令されたり、解除されたりした場合 の生徒の登校について	p. 11
10. 欠席・出席停止・忌引きについて	p. 12
11. 物品の取扱先について	p. 12

四日市市立富田中学校校歌

作詞 武島 羽衣

作曲 伊藤 亘行

- | | |
|---|---|
| 1. 青松白砂つらなりて
眺望まれなる伊勢湾の
勝地を占めし学校に
通ふ我等は幸多し | 2. 雄姿横たふ鈴鹿山
常に無言の師と仰ぎ
高き雄々しき心もて
人たる道を踏みゆかむ |
| 3. 夕風清き富田浜
寄せて返りて撓みなき
浪のすがたを鑑とし
学びの業にいそしまむ | 4. あ、大鵬の空翔ける
翅の如く身を鍛へ
目指すは正義又文化
我等の意気は天を衝く |

1. 校訓・めざす生徒の姿

【富田中学校校訓】

友愛

「友愛」教育の深化

「とも」を愛する生徒

「友」を愛する生徒

友人と仲良く

「共」を愛する生徒

規範を守って共に生きる

「知」を愛する生徒

知的好奇心を育てる



2. 日課表・教育課程

日課表

		平常5限	平常6限	T5日課	T6日課
職朝開始		8:20	8:20	8:20	8:20
職朝終了		8:28	8:28	8:28	8:28
朝読書開始	始業	8:30	始業 8:30	始業 8:30	始業 8:30
朝読終了・学活開始		8:40	8:40	8:40	8:40
朝学活終了		8:45	8:45	8:45	8:45
1 限		8:50	8:50	8:50	8:50
		9:40	9:40	9:35	9:35
2 限		9:50	9:50	9:45	9:45
		10:40	10:40	10:30	10:30
3 限		10:50	10:50	10:40	10:40
		11:40	11:40	11:25	11:25
4 限		11:50	11:50	11:35	11:35
		12:40	12:40	12:20	12:20
昼食		12:45	12:45	12:25	12:25
		13:05	13:05	12:45	12:45
休憩		13:20	13:20	13:00	13:00
5 限		13:25	13:25	13:05	13:05
		14:15	14:15	13:50	13:50
		14:20		13:55	
	清掃		14:25	清掃	14:00
	14:30			14:05	
	14:35			14:10	
	富中タイム		6限	富中タイム	6限
	14:45			14:20	
	短学活			短学活	
	14:55			14:30	
			15:15		14:45
			15:20		14:50
	清掃			清掃	清掃
			15:30		15:00
			15:35		15:05
	富中タイム			富中タイム	富中タイム
	15:45			15:15	15:15
	短学活			短学活	短学活
	15:55				15:25

年間の主な行事

4 月	入学式、身体測定、健康診断 P T A総会（授業参観）	10 月	職業体験、中体連新人大会 授業公開週間
5 月	家庭訪問、中間テスト 修学旅行、防災教室、	11 月	文化祭 P T A古紙回収、期末テスト
6 月	授業公開日（6/7） 期末テスト、自然教室	12 月	三者懇談会 終業式
7 月	三者懇談会 終業式、中体連大会	1 月	（冬期休業 12/23～1/7） 始業式、卒業テスト、実力テスト
8 月	（夏季休業 7/19～8/31）	2 月	3 年三者懇談会 学年末テスト、
9 月	始業式、実力テスト 体育祭、中間テスト	3 月	贈る会、卒業式 修了式

平成26年度教育課程

◎ 1 年生

[illegible]

◎ 2年生

週時数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
教科名	国	国	国	国	社	社	社	数	数	数	理	理	理	理	英	英	英	英	音	美	技・家	技・家	体	体	体	総	総	道	学
週時間数	4				3			3			4				4				1	1	2		3			2		1	1
年間時間数	140				105			105			140				140				35	35	70		105			70		35	35

◎ 3 年生

週時数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
教科名	国	国	国	社	社	社	社	数	数	数	数	理	理	理	理	英	英	英	英	音	美	技・家	体	体	体	総	総	道	学
週時間数	3			4			4				4				4				1	1	1	3			2		1	1	
年間時間数	105			140			140				140				140				35	35	35	105			70		35	35	

3. 学校生活のきまり

このきまりは、秩序ある学びの場をつくるために定めた規則です。

1 出欠について

登校は、始業時刻の8時30分の5分前、8時25分に間に合うように余裕を持って行う。
欠席、遅刻、早退する場合は、必ず保護者が事前に学校へ連絡する。

2 登校後の外出について

登校後の外出は、必ず許可を得る。

3 通学について

登下校は、原則として徒歩通学とする。自転車通学は、学校の許可を受けた地域の生徒に限る。

4 服装について

冬服

規定の学生服およびセーラー服。

夏服

白の開襟シャツ、カッターシャツ、ブラウスと学生ズボンおよび夏スカート。

名札

規定の名札を左胸につける。

防寒

規定のウィンドブレイカー、手袋、マフラー等、必要に応じて登下校に着用してもよい。

◎ウィンドブレイカーに関して

- ・ 登下校時に着用期間の規定はなし。年間通して認める。
- ・ ウィンドブレイカーの着脱は昇降口が望ましいが、教室での着脱も認める。
- ・ 教室間移動時は原則12月から3月までのみ着用を認める。
- ・ 教室内でひざかけとして使用することも上記の期間で可とする。
- ・ 体調不良で上下着用する際は、朝の健康観察で担任から許可を得ることとする。
- ・ 職員室入室時は、脱ぐ必要なし。
- ・ 登下校時、着用は上下または上着のみの着方を認める。また、集会、行事など教師が許可したときも、これを認める。

※ 上半身が詰め襟、またはセーラーで、下半身がウィンドブレイカーは認めない。

※ 体操服の場合は、上半身体操服、下半身ウィンドブレイカーを認める。

◎防寒具に関して

- ・ ストッキング・タイツなどは黒のみ着用を認める。
- ・ マフラー、ネックウォーマー、手袋などは登下校時のみ着用を認める。
(ただし、体育の授業時など、授業者が許可する場合がある)
- ・ 女子はスカートの代わりに冬の体操服を着用することができる。
(セーラーの中も体操服を着用すること)

その他

冬服から夏服、夏服から冬服への衣替えは、個人の判断で行う。
男子の制服については、ボタン・カラーをはずして着てはいけない。
女子のスカート丈は、膝がかくれる程度とする。

5 頭髪について

学校生活に適する髪型とする。
染色、アクセサリ等不必要な手入れや飾りはしないこと。

6 持ち物等について

くつ

運動に適したシューズとする。
雨天時は、状況に応じたくつとする。

カバン

安全で機能的なもの（肩に負担のかからないもの・自転車で安全なもの・チャックなどで口の閉まるもの・教科書が入るもの）とする。

その他

携帯電話・現金など不必要なものは持ってこない。

4. 校外生活について

以下の規則は、あなたたちの身を守るために法令・条例や三泗地区の申し合わせ事項で定められているものです。

1 映画・催し物

入場は、責任者が同伴することが望ましい。昼間であれば、保護者の許可を得ればよい。
ただ、夜間または夜間に及ぶ時は責任者が同伴すること。（夜間とは、日没後をさす）

2 飲食店

入店は、原則として責任者が同伴すること。

3 ゲームセンター（大型店舗に併設のゲームコーナーを含む）

入場は、責任者が同伴することが望ましい。午後6時以降については、原則として、保護者同伴でも入場を禁止されている。

4 カラオケボックス, ボーリング場, マンガ喫茶, インターネットカフェ等

入場は、責任者が同伴すること。

5 夜間外出・深夜徘徊

深夜（午後10時から翌日の5時まで）の外出は、三重県青少年健全育成条例により制限されている。

6 SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)

- ・他人を誹謗(悪口を言う)したり中傷(相手を傷つける)したりするような発信をしない。
- ・個人情報公開しない。
- ・マナーやエチケットを守る。

7 水泳

危険な区域の河川及び海岸や池での遊泳はしない。学校のプール及び公営プールの利用を勧める。公営プールを利用する際は、施設のルールに従って行動すること。

8 ローラースケート等(インラインローラー、スケートボードを含む)

道路、駐車場など、危険な場所ではない。

9 その他

火遊び、並びに爆発性花火の使用を禁止する。

ゲームソフト、カード等を売る場合は保護者が同伴すること。

魚釣りは保護者の許可を得ること。ただし、夜間または早朝の場合は責任者が同伴すること。禁止の立て札(表示)のある所では、絶対しない。

凧揚げは、危険のない場所で行うこと。

ゴルフ等の危険を伴う競技の練習は、指定された場所で責任者が同伴すること。

次の行為は、すべて法令等で禁止されている。

薬物乱用(県条例ほか)、喫煙・飲酒(未成年者喫煙禁止法ほか)、オートバイや自動車の運転(道路交通法)、自転車二人乗り・無灯火運転・傘さし運転など(道路交通法)、【また自転車が道路の路側帯を走る場合、車道と同じ左側通行に統一された。】

深夜徘徊、有害玩具(規則で定める機能を有するエアガンや刃物類)の使用(県条例)

ここに挙げる「責任者」とは、20歳以上で保護者の認めた人をいう。

5. 生徒心得

- ① あいさつや、場に応じた言葉遣いなど、お互いに礼儀正しく接する。
- ② 登校は、登校時刻の5分前までに行い、自分の席につく。
- ③ 休憩時は、トイレや教室移動の時間として、次の授業の準備をする。
- ④ 授業開始のチャイムが鳴ったときには、準備・移動を終えて着席できている。
- ⑤ 昼食は、自分の席で食べて終了のチャイムまでは席を離れない。
- ⑥ 昼休みは、グラウンドでの運動(体育館は不可)、係の仕事、読書等に有効に使う。
- ⑦ 清掃時間は、時間を有効に使って積極的に清掃活動を行う。
- ⑧ 帰り学活終了後は速やかに教室棟から移動し、部活動に参加する。
- ⑨ 廊下・教室の窓等の戸締まりは、各学級で責任を持って行う。
- ⑩ 放課後の教室の利用は、必ず担任の許可を得る。戸締まりは、使用した生徒で責任を持って行い、担任が確認する。
- ⑪ 所持品は、名前を書いたり、決められた場所に整頓して置いたりして自己管理する。
- ⑫ 電話は急を要する場合のみに使用する。(先生の許可を得ること)
- ⑬ 保健室は、けが、体調不良の場合に利用する。(1時間保健室で休養しても治らなければ、家庭に連絡し帰宅する)

6. 部活動について

① 原則として全員入部制

② 原則として3年間同じ部活動に所属する。

③ 26年度の部活動

<運動部>	男子	テニス 卓球
	女子	ソフトテニス バレーボール
	男女	野球 サッカー バスケットボール 剣道 陸上
<文化部>	男女	吹奏楽 美術 家庭

④ 活動時間

(1) 平日

期 間	終了時間	完全下校時間
4月～9月	18:00	18:15
10月～新人戦	17:15	17:30
新人戦～文化祭	16:45	17:00
文化祭～1月末	16:30	16:45
2月	17:00	17:15
3月	17:30	17:45

※状況によって早く終了する場合がある

(2) 休日や祭日、長期休業日など

顧問在校の場合のみ、活動することができる。

(3) 朝練習

顧問付き添いの場合のみ、活動することができる。

活動時間は、7:30～8:10

⑤ 服装等

- ・ 部活動の服装は、学校の制服か体操服とする。ただし、部活動で定めた服装がある場合は認める。ワンポイントのTシャツは可とする。
- ・ 個人で使う道具や用具、および練習試合や協会の試合の旅費等は、個人負担とする。

7. 生徒会について

生徒会は、全校生徒を会員として民主的に運営され、生徒自身の手によって学校生活をより良く充実したものとするを目的としています。主な会則は次の通りです。

- ① 生徒議会は、生徒の総意に基づく議決機関として、毎月1回開かれています。
- ② 生徒会本部役員は、会長1名、副会長2名、執行委員4名で、任期は10月からの1年間です。
- ③ 代議員は、各学級男女各1名で、委員長と副委員長が代行して各学級の意見を議会に持ち寄ります。
- ④ 専門委員会は、毎月1回の定例会を設け、以下の例のような定例活動・特別活動を行います。また、委員長は議会にも出席します。
- ⑤ 専門委員は、各学級から選出され以下の委員会に出席します。広報は各学級1名、他の委員会は各学級男女各1名です。
 - ・福祉委員会（ベルマーク・テレカ集め、募金活動等、生徒の福祉意識の向上をめざして活動をすすめる）
 - ・図書委員会（図書室の利用をすすめ、学級図書の管理や本の紹介など生徒の読書習慣の育成をめざして活動する）
 - ・体育委員会（体育の授業のリーダー役とともに体育祭・球技大会等の行事の準備・運営をする）
 - ・広報委員会（朝と昼の放送、体育祭のアナウンス等、掲示物の管理も行う）
 - ・美化委員会（校内美化の推進をめざし用具点検・美化コンクール等を行う。また、花の植え付け・水やり等の緑化活動も行う）
 - ・生活委員会（あいさつ運動、ベル席・戸締まり点検等、活気にあふれ規律ある学校生活をめざして活動する）
 - ・保健委員会（健康調査、牛乳パック点検等、生徒の健康的な生活習慣の育成をめざして活動・呼びかけを行う）
 - ・安全委員会（交通安全指導、自転車点検等、生徒の安全意識を高めるための活動・呼びかけを行う）

〈生徒会執行部の主な取り組み〉

対面式 中体連・新人戦・三泗駅伝壮行会 体育祭・文化祭
和ウジョン Harmony（朝鮮初中級学校との交流会）
福祉ふれあい広場（地区の障害者の方との交流会）
卒業生に贈る会・離任式

8. 通学について

(1) 通学は、原則として徒歩通学とする。登下校は、学校で指定された通学路を通る。

※ 交通量が多い以下の2本の道路については、横断する交差点を限定します。他での横断は禁止します。(徒歩通学・自転車通学共通)



① 国道1号線は、学校前交差点とカナリヤさん前(左図A)交差点の2ヶ所で横断すること。

② 十四川と交差する広い市道は、信号交差点(右図B:十四川交差点, 右図C:シャトレゼ前交差点)で横断すること。

(2) 下記の区域については、許可願いを提出して、許可を得て自転車通学することができる。

○ 許可区域・・・北いかるが町、四五六町、丸の内3区、西富田町

○ 通学用自転車の規定

- ① 変速は6段以内とする。
- ② ドロップハンドルは禁止とする。
- ③ 前照灯やテールランプ以外の付属品(飾り物)はつけない。
- ④ 荷台が必ずついているもの。
- ⑤ ベル、ブザーがついているもの。
- ⑥ カギがきちんとかけられるもの。
- ⑦ 許可シールを自転車後部につけること(許可シールは入学後に配布します。)
- ⑧ 下記の点検項目に適合していること。

※雨天の場合は、雨ガッパを使用する。(傘差し運転禁止)

※ヘルメットは必ず着用し、あごひもをしっかりとしばって着用する。

○ 点検項目（毎月、定期的に安全委員会で自転車点検を行います。）

- ① 車体（フレーム）に変形はないか。
- ② ハンドルやサドルの高さは適当か。
（自転車に乗った時に、きちんと両足が地面につく高さ）
- ③ ブレーキは、前輪・後輪ともよくきくか。
- ④ ベル・ブザーはよくなるか。
- ⑤ ライトはつくか。
- ⑥ 後部に反射器がついているか。
- ⑦ 後部にラベル（許可シール）がついているか。
- ⑧ 荷台はあるか。（荷台を変形させていないか）
- ⑨ ヘルメットのひもはきちんと締められるか。
- ⑩ タイヤはすり減っていないか。
- ⑪ カギはきちんとついているか。

○ 次の場合、自転車通学を一時または無期限に取り消す場合がある。

- ① 上記の自転車点検において、不備を直そうとしない場合。
- ② ヘルメットをきちんと着用しない場合。
- ③ 危険な乗り方をする場合。（二人乗りや傘差し運転 等）

(3) 長期休業中の自転車通学について

許可願を提出し許可を得れば、長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）に限り、自転車通学を認める。

○許可区域…北いかるが町、四五六町、丸の内3区、西富田町以外の生徒

※《自転車通学の規定》《通学に使用する自転車の規定》《点検項目》《自転車通学許可の取り消し》については、(2)自転車通学と同じとします。

※ただし、ヘルメットについては、タイプを問わず自転車用のものに富田中学校のシールを貼れば、使用を許可します。

(4) 個人賠償責任補償のある保険への加入のお願い

自転車通学においては、時には加害者としてご家庭に賠償責任が問われることもおあります。そのようなときのために個人賠償責任補償のある保険にご加入されることをお勧めします。

たとえば、「三重県PTA子ども総合保障制度」、「TSマーク制度」（日本交通管理技術協会に登録された自転車安全整備店で点検または整備を行うと、賠償責任・傷害保険付きのTSマークを貼付される。）があります。

9. 暴風警報、東海地震注意情報または予知情報（警戒宣言）及び津波（大津波）警報が発令されたり、解除されたりした場合の生徒の登校

警報等が発令されたときの本校の対応は以下のようになります。テレビ、ラジオ等や学校からの情報をもとに対処してください。

1. 暴風警報、東海地震注意情報または予知情報（警戒宣言）及び津波（大津波）警報が発表されたとき

始業時刻前に発表されているとき

自宅待機する。

① 午前6時30分までに解除されたとき

平常どおり登校する。

② 午前10時30分までに解除されたとき

解除後2時間後を目途に授業を開始する。

③ 午前10時30分までに解除されないとき

臨時休校とする。

④ 在校時に発表されたとき

【暴風警報の場合】

すべての授業を打ち切り、通学路の安全を確認後下校させます。

【東海地震注意情報または予知情報（警戒宣言）の場合】

学校で待機させます。保護者の出迎えを待ちます。

【津波（大津波）警報の場合】

保護者の出迎えがあるまで、学校で待機させることを原則としますが、注意報に変更される等、十分に安全性が確認された場合は、下校させることもあります。

2. 上記以外の気象に関する警報（大雨洪水警報等）、注意報が発表されたとき

※ 通常通り登校する。

※ 通学が危険と保護者が判断したときは、自宅待機とします。ただし、学校へ連絡を入れてください。

10. 欠席・出席停止・忌引きについて

- ① 病気欠席 病気・けがによる欠席（事故による入院を含む）
事故欠席 病気欠席以外の欠席で出席停止に当たらない欠席
- 1) 学校教育活動に位置づけていないスポーツ・文化活動への参加（中体連の主催大会は出席になります。）
 - 2) 家族旅行や家族の都合により欠席する場合
 - 3) その他
- ② 出席停止 出席にも欠席にもなりません。
- 1) 学校保健法に定められた伝染病に感染した場合
 - 2) 集団風邪等での学級閉鎖
 - 3) 性行不良等で教育委員会より命じられた場合
- 臨時休業 授業日にならず、授業日数に含めません。
- 1) 非常変災（台風、水害、地震等）による休校
 - 2) 集団風邪等による学校、学年閉鎖
- ③ 忌引き 親族、姻族の逝去により登校を要しない場合
- 1) 父または母 7 日
 - 2) 祖父母、兄弟姉妹 3 日
 - 3) 伯叔父母 1 日
 - 4) 曾祖父母等妥当と判断される場合 1 日

11. 物品の取り扱い先について

- 制服 —— 男子：標準の学生服 女子：指定のセーラー服
- まるきち （富田3丁目4-15 TEL 365-0202）
斎木洋服店 （堀木2丁目5-13 TEL 353-5411）
イオン外商部 （日永カヨーショッピングセンター内 TEL 347-6181）
- 体操服 —— 指定の体操服（夏・冬用）
- 体育館シューズ —— 指定
上履きスリッパ —— 指定
- マルヨスポーツ（富田1丁目23-16 TEL 365-0836
携帯090-3157-2880）
- ウインドブレーカー —— 指定
- まるきち （富田3丁目4-15 TEL 365-0202）
- 自転車通学用ヘルメット —— 指定
- 日比野文勢堂 学校を通じて購入できます。（担任に申し出てください）